

岩手県告示第 575 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成 18 年 4 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 被処分者の名称等

(1) 名称 平和商会

(2) 氏名（代表者の氏名） 柏山 慶一

(3) 主たる営業所等の所在地 岩手県盛岡市城西町 3 番 5 号

2 処分年月日 平成 18 年 4 月 1 日

3 処分の内容 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間、業務停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）とする。

ただし、業務停止期間内に、貸金業の規制等に関する法律第 24 条の 7 第 5 項及び第 8 項に定める要件を満たした場合は、当該処分を解除する。